

# 技術士資格の活用について

## ①資格取得者が有効活用するための資格の活用

### 公的活用

#### 他の国家資格との相互活用

技術士資格と類似した資格との相互活用を行う。  
→試験や資格の整合性等が問われる。

#### 公的事業での活用先の拡大

入札の加点要件や監督者の要件に技術士を入れる。  
→関係省庁や自治体等への宣伝、調整等が必要。

### 民間企業等での活用

#### 技術力の評価に使用

技術士を個人の技術の能力の目安とする。  
人事評価（昇給・昇進等）へ技術士資格の所有を考慮する。 など

#### 技術者の質の維持

資格の取得を目指すこと  
資格保有者が継続的な研鑽を行うこと  
等により、技術者の知識や質が保たれる。

#### その他

## ②技術系人材の育成を図るための制度の利用

### 民間企業等

新入社員等の研修後の能力の確認に一次試験を利用するなど。

### 大学等の教育機関

試験（主に一次試験）の合格を目指して学習する、学部卒で一時試験を受験するよう促すなど。

技術士になるまでのプロセスやIPDなど、技術士制度そのものを技術者の育成に活用する。

### 参考：技術士法での技術士の“位置づけ”

第一条（目的） この法律は、技術士等の資格を定め、その業務の適正を図り、もって科学技術の向上と国民経済の発展に資することを目的とする。

第二条（定義） この法律において「技術士」とは第三十二条の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の知識と専門の応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価またはこれに関する指導の業務を行うものをいう。

### 今後の検討方法等（主に前回の委員会で提案された意見）

#### ①名称独占であり部門も多岐にわたる技術士資格の活用法や可能性などを明確にする。

また、技術士の位置づけ、今後目指す技術士像を明確にする。

（目的）

- ・国際的通用性に関する議論を進めるにあたり、技術士資格の国内での位置付けを明確にする必要があるため。
- ・技術士資格のあるべき姿（目指す技術士像）を明らかにして個々の制度検討に入らなければ、方針にズレが生じてしまうため。
- ・技術士の活用には、その活用法（役割等）や可能性を説明することが必要になるため。

#### ②技術士資格の活用を本当に必要としている産業界がどのような場面（会社の規模、分野等も含め）なのかを明確にする。

（①、②への方策）

#### ◆企業の人事担当者等にヒアリングを行う

- ・現在技術士をどのように評価しているのか
  - ・技術士へのニーズ
  - ・企業内に技術者を育成する環境が整っているか（育成に力を入れているのか、外部の技術者を取込んでいくことに力を入れているのかなど）
- ※エンジニアとテクノロジストの違いを理解してもらう必要がある。

#### ◆若手の技術者にヒアリングを行う

- ・何を指しており、どのような制度が必要だと考えるか

※ヒアリングは委員会で行うのではなく、ヒアリングの場を設けて行うべき。（企業に所属する方でも話がしやすい状況をつくる。）